平成２２年（フ）第２７３号
栃木県宇都宮市元今泉７丁目16番15号　マロニエハイツ今泉Ａ棟507号
債務者　齊藤　亮太
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３１３号
栃木県那須烏山市下川井1092番地
債務者　髙梨　三枝
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６０号
栃木県宇都宮市上戸祭４丁目15番27号
債務者　倉井　礼子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７１号
栃木県宇都宮市元今泉１丁目７番４号
債務者　田村　亜紀
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７７号
栃木県河内郡上三川町大字上三川5062番地、前住所栃木県河内郡上三川町大字上三川1618番地４　雇用促進住宅２棟101
債務者　小平　雅良
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７９号
栃木県那須郡那珂川町大山田下郷４番地３
債務者　葛西　雅彦
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８０号
栃木県宇都宮市江曽島２丁目18番11号
債務者　古澤　友章
1　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９２号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙3967番地
債務者　磯　　三郎
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２号
熊本県八代市豊原下町4227番地６
債務者　西山　文子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第３７８号
栃木県鹿沼市日吉町316番地４
債務者　廣田　光江
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８２号
栃木県宇都宮市駒生２丁目16番29号　戸田ハイツ103号、前住所栃木県宇都宮市若草１丁目６番２号　県営若草住宅２号棟16号室
債務者　仲田　弥生
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８４号
栃木県小山市大字渋井779番地145、前住所栃木県小山市西城南４丁目18番地７　マイキャッスルパート６　105号
債務者　田口　有香
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８７号
栃木県栃木市沼和田町４番31号　レオパレスエステート栃の木106
債務者　小堀　桂子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１４７５号
神奈川県茅ヶ崎市下町屋３丁目５番11号　スリーウッド102号
債務者　平本　泰幸
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４９７号
神奈川県藤沢市菖蒲沢815番地の７
債務者　山田　友治
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部